**令和７年度　地域密着型サービス事業所の募集について**

|  |
| --- |
| **１　日立市の地域密着型サービスの整備について・・・・・・・・・・　１****２　令和７年度の整備計画について・・・・・・・・・・・・・・・・　１****３　開設までの流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２****４　地域密着型サービスの拠点整備に係る補助金について・・・・・・　２****５　事業者の公募について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３****６　指定基準の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５****【参考資料】別に厚生労働大臣が定める研修の受講について・・・・・・　１０** |

**令和７年４月**

**日立市保健福祉部　高齢福祉課**

**介護保険課**

**１　日立市の地域密着型サービスの整備について**

日立市では、地域密着型サービスが創設された平成18年以降、『日立市高齢者保健福祉計画』に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を推進してきました。

整備に当たっては、サービスの質と事業者の適正な運営を確保するとともに、より公平・公正に選定することができるよう公募により事業所を選定しています。

**２　令和７年度の整備計画について**

令和７年度は、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を予定しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 計画数 | 整備予定の日常生活圏域 |
| 小規模多機能型居宅介護 | １事業所 | 市内全域 |

※　日常生活圏域とは、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス展開を図るため、地域性や行政区分、高齢者数等を考慮して設定されたエリアです。本市では複数の小学校区を組み合わせた地区で設定されています。（日常生活圏域は、サービスの利用できる地域を制限するものではありません）

《本市の日常生活圏域》

|  |  |
| --- | --- |
| 圏域名 | 小学校区名 |
| 十王 | 櫛形、山部 |
| 日高・豊浦 | 田尻、日高、豊浦 |
| 本庁北 | 仲町、宮田、滑川、中小路 |
| 本庁南 | 助川、会瀬、成沢 |
| 多賀北 | 諏訪、油縄子、大久保、塙山、河原子 |
| 多賀南 | 大沼、金沢、水木 |
| 南部 | 大みか、久慈、坂本東 |
| 西部 | 中里 |

　※日立市の小学校の区域は、規則に基づき住所により指定しています。

　　日立市教育委員会のホームページでも検索できます。

**３　開設までの流れについて（予定）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 整備費補助を受ける場合 | 整備費補助を受けない場合 |
| ～9月10日 | ≪募集期間≫地域密着型サービス事業設置要望概要書の提出 |
| 9月末 | 事業概要書審査(選考) |
| 10月上旬 | 選定結果通知 |
| 翌年1月上旬 | 補助金交付申請（事業者→市） | 工事着手 |
| 翌年1月下旬 | 補助金交付決定（市→事業者） |
| 翌年2月 | 入札・工事契約・工事着手 |
| 開設３か月前～ | 指定に関する事前協議【介護保険課】 |
| 指定申請【介護保険課】事業者の指定について高齢者政策推進会議に諮問茨城県知事へ指定前届出（事業者番号の付番依頼） |
| 開設 | 事業所開設 |
| 開設後 | 補助金実績報告書（事業者→市）補助金請求書（事業者→市）補助金支払（市→事業者） |

※　国（県）の協議状況により、補助金交付決定等の時期が変更になることがあります。

**４　地域密着型サービスの拠点整備に係る補助金について**

地域密着型サービスの施設整備に要する費用は、その費用の一部が国または県の交付金の交付対象となります。この交付金は、県から市町村が補助金を受け、事業者に交付するものです。

ただし、この交付金は市町村交付金採択指標等に基づき、国または県の予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、必ずしも補助されるものではありません。

なお、この補助金については茨城県地域医療介護総合確保基金事業の補助金交付要項に基づいております。

また、本補助を活用して整備を行う場合は、工事等の契約方法、一般競争入札に付すること、取得財産の処分等について、条件が付されます。

**５　事業者の公募について**

（１）　応募資格について

ア　原則として市内に事業所等を有する法人であること。

イ　事業を行うための土地や建物の確保がされている、またはその見込みであること

ウ　令和7年度中に整備が完了し、サービスの提供が開始できる見込みであること

エ　当該法人並びに代表者について税金の滞納がないこと

オ　介護保険法第78条の2第4項各号または第115条の　12第2項各号の規定に該当しないこと

（２）　事業所整備の要件、応募にあたっての留意事項

ア　施設、設備等については、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第34号）のほか、消防法、建築基準法その他関係法令に適合することを確認してください。また、スプリンクラー等の消防設備の整備や、避難経路の確保など十分な災害対策を講じるよう御留意願います。

イ　事業所は、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、家族との交流機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地の中にあること、または住宅地と同程度の地域の中に整備してください。

なお、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の規制により施設の建設ができない区域がありますので、御注意ください。

ウ　事業所の整備・運営にあたっては、地域住民の理解及び地域との連携・交流が不可欠であるため、事業所開設に関する説明会の開催等により周辺住民に対して十分な周知を行い、要望や苦情等に対しては誠実に対応するよう努めてください。

エ　補助金（交付金）を受けて整備を行う場合、建物の建築工事にあたっては、補助金の交付決定を受けてから着工してください。（補助金の交付決定を受ける前に着工した場合、補助金の対象とならない場合があります。）

オ　その他、関係機関と協議し、法令を遵守した計画としてください。

（３）　事業所の応募方法について

ア　募集期限

令和７年９月１０日（水）　午後５時まで

イ　提出書類

地域密着型サービス事業設置要望概要書(別紙)に次の書類を添付して提出してください。

①　事業計画書（次の事項を記載すること）

・　法人の概要（法人の設立趣旨、現在行っている事業（介護サービス以外も記入））

・　事業所開設要望にあたっての理念、基本方針

・　事業の概要（敷地面積、建物の構造・延床面積、定員、サービス提供地区等）

・　資金計画（資金調達方法、建設・運転資金、サービス収入見込等）

・　開設までの日程（工事期間、各種申請・検査、管理者等の研修受講の日程）

・　開設後のサービス利用者数の見込について

・　消防設備等の整備計画（スプリンクラー等の設置計画）

②　開設予定地の案内図

③　建物の配置図（敷地全体の図に建物の外形、進入路、駐車場を記したもの）

④　建物の平面図（部屋の名称、各部屋の面積、廊下の幅等を記したもの）

⑤　土地、建物の登記簿の写し（建物は既存建物を使用する場合）

⑥　代表者及び管理者の経歴書

⑦　役員の名簿

⑧　法人及び代表者の市県民税納税証明書

⑨　法人の決算書（直近のもの）

⑩　法人の定款（設立予定の場合は、登記を予定する定款）

⑪　既存事業に係る関係行政庁の監査及び指導状況等（直近のもの）

※　介護保険事業、医療機関、障害福祉事業を実施している場合は、全事業所のものを添付して下さい。

※　上記以外のものであっても、法人の主要な事業で指導等を受けている場合は、添付して下さい。

ウ　提出方法

提出書類は、A4版縦とし、左綴じにして、書類の種別ごとにインデックスを付けて提出してください。なお、提出された書類は、返却しません。

郵便又は直接窓口にお持ちください。（窓口での書類の点検はいたしませんので、添付もれ等のないよう御注意ください。）

　エ　事業者の指定について

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業者の指定を受けるためには、別途申請が必要となります。指定申請に関する書類、申請の時期等については、別途お示しします。

オ　その他

地域密着型サービスの設置等に係る相談がある場合には、事前に電話等で連絡のうえ来庁してください。

カ　提出及び問い合わせ先

　　 　日立市保健福祉部高齢福祉課　生きがい係

〒317-8601　日立市助川町1-1-1（市役所本庁舎　山側１階）

電話　0294－22－3111　内線228・476

　　　050-5528-5073（直通）

**６　指定基準の概要について**

 **小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護**

小規模多機能型居宅介護は、居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間

宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

　　具体的には、次の３サービスを提供します。

ア　通いサービス：事業所に通ってくる登録者に対して行うサービス

イ　訪問サービス：登録者宅を訪問して行うサービス

ウ　宿泊サービス：事業所に宿泊する登録者に対して行うサービス

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者要件 | 法人であること |
| 人員基準 | 区分 | 職種 | 員数・資格等 |
| 代表者 | ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者・別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者 |
| 管理者 | ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者・別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者 | ・常勤専従１人（管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務若しくは介護予防・日常生活支援総合事業に従事することができる） |
| 従業者 | １以上は常勤、１以上は看護師又は准看護師・指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）が併設されている場合、各々の事業所・施設が人員基準を満たす従業者を置いているとき、当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員はこれらの事業所・施設の職務に従事可。また、同一敷地内に上記の事業所・施設、指定居宅サービス事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設がある場合、各々の事業所・施設が人員基準を満たす従業者を置いているとき、当該小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師はこれらの事業所・施設の職務に従事可。 |
| 日中 |
| 通いサービス | 通いサービスの利用者の数が３又はその端数を増すごとに常勤換算方法で１以上 |
| 訪問サービス | 常勤換算方法で１以上 |
| 夜間及び深夜 |
| 宿泊サービス及び訪問サービスを提供する夜勤職員 | 夜間及び深夜の時間帯を通じて夜勤１以上、宿直１以上※宿泊サービスの利用者がいない場合は、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、夜勤及び宿直職員を配置しないことができる※夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、事業所内で宿直しなくてもよい |
| 介護支援専門員（別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者） | 専従ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は事業所に併設する上記の事業所・施設の職務を兼務可 |
| 登録定員 | 29人以下 |
| 通いサービスの利用定員 | 登録定員の２分の１から15人までの範囲内登録定員が26人又は27人の事業所においては16人まで、28人の事業所においては17人まで、29人の事業所においては18人まで |
| 宿泊サービスの利用定員 | 通いサービスの利用定員の３分の１から９人までの範囲内 |
| 設備基準 | 居間及び食堂 | ・居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保すること。なお、通いサービスの利用定員について15人を超えて定める事業所にあっては、居間及び食堂を合計した面積は１人当たり３㎡以上を確保すること（居間及び食堂は、同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していることが望ましい） |
| 台所、宿泊室、浴室その他サービス提供に必要な設備備品等 | ・宿泊室　定員１人：床面積は7.43㎡以上個室以外の宿泊室を設ける場合：床面積は１人当たり概ね7.43㎡以上とし、プライバシーが確保された構造とすること（プライバシーが確保された居間については、宿泊室の面積に含めることも可） |
| 立地条件 | 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地すること |
| 運営基準 | （心身の状況等の把握）①　サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること（居宅サービス事業者等との連携）②　居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めること（利用料等の受領）③　通常の実施地域以外の送迎費用、訪問サービスの交通費のほか、食事の提供に要する費用、宿泊の費用、おむつ代、日常生活費の支払いを受けられる。（具体的取扱方針）④　利用者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供すること⑤　登録定員に比べて、通いサービスの利用者が著しく少ない状態が続かないようにすること⑥　登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供や電話連絡による見守り等を行い、利用者に関わること（小規模多機能型居宅介護計画の作成）⑦　介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画の作成を行うこと（介護等）⑧　調理などの家事は可能な限り、利用者と従業者が共同して行うように努めること⑨　利用者の負担により従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。（勤務体制の確保等）⑩　全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。（一定の経過措置あり）⑪　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（業務継続計画の策定等）⑫　感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。（一定期間の経過措置あり）（定員の遵守）⑬　登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的に利用定員を超えることはやむを得ない。（衛生管理等）⑭　感染症対策のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練等を実施しなければならない。（一定期間の経過措置あり）（協力医療機関等）⑮　主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくこと⑯　サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えること（秘密保持）⑰　正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。（居住機能を担う併設施設等への入居）⑱　利用者がグループホーム等の併設施設への入所等を希望した場合には、円滑に入所できるよう必要な措置を講じるように努めること（事故発生時の対応）⑲　事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（虐待の防止）⑳　虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切にするための担当者を定めなければならない。（地域との連携等）㉑　利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、概ね２月に１回以上、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を運営推進会議に報告し、その評価を受け、要望、助言等を聴く機会を設けること。また、当該要望、助言等について記録し、公表すること㉒　事業所は１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について運営推進会議において第三者の観点から評価（外部評価）を受けること。評価の結果は、利用者及び家族へ提供するとともに、外部の者に対し公表すること（非常災害対策）㉓　消火設備等非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する避難誘導及び救護活動等の具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。また、非常災害時の安全確保を図るため、地域住民や他の社会福祉施設等との連携及び協力体制の構築に努めること（市独自基準）㉔　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。また、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めること（市独自基準）（記録の整備）㉕　利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、当該記録については、サービスを提供した日から５年間保存すること（市独自基準） |

別に厚生労働大臣が定める研修の受講について（参考）

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 必要な研修 |
| 代表者 | 認知症対応型サービス事業開設者研修 |
| （研修対象者）　　指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所並びに指定認知症対応型共同生活介護事業所の代表者となる者　　※当該事業所が所在する市町村を通じて申し込むこと　　※新規開設を予定する事業者については、市町村の長が開設内容等を十分審査した上で、受講することが適当と認めた場合は、都道府県知事に対し受講の推薦を行う。（みなし措置）　　上記に関わらず、「実践者研修」「実践リーダー研修」「認知症高齢者グループホーム管理者研修」「基礎課程」「専門課程」「認知症介護指導者研修」「認知症高齢者グループホーム開設予定者研修」のいずれかを修了している者は、既に必要な研修を修了している者とみなすことができる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 必要な研修 |
| 管理者 | 認知症対応型サービス事業管理者研修 |
| （研修対象者）　　指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されている者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者　　※当該事業所が所在する市町村を通じて申し込むこと　　※新規開設を予定する事業者については、市町村の長が開設内容等を十分審査した上で、受講することが適当と認めた場合は、都道府県知事に対し受講の推薦を行う。（みなし措置）　　上記に関わらず、平成18年3月31日までに、「実践者研修」又は「基礎課程」の研修を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、グループホーム等の管理者に従事している者は、既に必要な研修を修了している者とみなすことができる。ただし、その後、当該事業所の管理者でなくなった場合（事業所間の異動を含む）においては、みなし措置の適用外となり、「認知症対応型サービス事業管理者研修」の受講が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 必要な研修 |
| 計画作成担当者 | 認知症介護実践者研修 |
| （研修対象者）　　認知症介護基礎研修を受講していること（既に資格を有し業務に従事する上で認知症介護基礎研修の受講義務がない方を除く）　　※所属施設の代表者等の推薦を受けたうえで、市へ申し込むこと |

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 必要な研修 |
| 介護支援専門員 | 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 |
| （研修対象者）　　指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者※当該事業所が所在する市町村を通じて申し込むこと　　※新規開設を予定する事業者については、市町村の長が開設内容等を十分審査した上で、受講することが適当と認めた場合は、都道府県知事に対し受講の推薦を行う。 |